「チャレンジジョブ（試し働き）支援事業」業務委託仕様書

　この業務仕様書は、「チャレンジジョブ（試し働き）支援事業」の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　概　要

　　女性の能力と意欲に応じた柔軟な働き方を推進することを目的として、企業または自社等から切り出された単発業務と意欲のある女性をつなぎ、女性に就業の機会や就業時の強みとなるスキルアップの機会を提供するもの。

　　また将来的に就業を考えている女性を、女性就業支援センター（以下、「センター」という。）につなぐことで、就業の後押しを行うもの。

２　履行期間

契約日から令和７年３月31日まで

３　目標

　　(1) 業務のマッチングのうち無職女性の数

延べ160人

　　(2) webやチラシ製作、SNS情報発信等業務のマッチング数

延べ30人（無職の場合、（1）と重複カウント可）

４　業務の内容

　　次の業務にかかる企画調整及び運営一式とする。

（１）参加女性の登録及び説明会の開催

1. 説明会等の開催

　　本事業に参加を希望する女性に対し、事業の内容説明及びセンターの概要を紹介する説明会等を開催すること。なお、「３　目標」を踏まえ、開催回数等は限定しない。

1. 参加女性の登録及び連絡体制構築に向けた補助

　　センターにおいて本事業に参加する女性の情報を登録し、センターから登録者に切出し業務を発信できる連絡体制整備に向け、登録内容等のヒアリング補助を行うこと。

　　なお登録の際は、女性の有職・無職を確認し、区別できるようにすること。

（２）企業からの業務の請負または切り出した自社業務と、意欲のある女性とのつなぎ

　　県内企業等に対して業務の切り出しを働きかけるとともに、企業から請け負った単発業務または一部を切り出した自社の業務を、意欲のある女性とマッチングさせて実施すること。

　　なお切り出す業務は主にPCを用いた業務（Word、Excel等を含む）等、在宅や受託者の用意したワーキングスペースにて行うものとするが、女性と企業の合意があればそれ以外でも差し支えない。

1. 企業との調整及び契約

企業から単発業務を請け負うにあたり必要な企業との調整を行うとともに、業務請負に係る契約を発注企業と受託者の間で締結すること。（なお、企業と女性双方の合意により、企業と女性間で契約を締結する場合は、その手助けをしても差し支えない）。

1. 実施する女性の募集及び指揮監督

　　業務を実際に実施する女性は、本事業の登録女性の中から受託者が募集することとし、業務の指揮監督、納品の補助等を行うこと。また、家内労働法に基づく手続き等所定の適正な手続きにより女性に業務をつなげること。

1. 働く環境の確保

　　登録女性が業務を実施するにあたり、育児等による時間的制約のある女性が円滑に実施できるよう、ワーキングスペースの提供や子どもの見守り等、効果的な措置を提案すること。

1. 実施状況の管理

　　業務の内容や発注企業、実施した女性の氏名、住所、年齢等、①の目標に係る実績の把握に必要な名簿やデータをセンター及び富山県知事政策局女性活躍・働き方改革推進室（以下、「県」という。）と随時共有すること。

（３）センターへのつなぎ

　　説明会や業務遂行のなかで、将来的に就業を考えている女性を発見した場合は、センターについての情報提供を行うこと。

（４）定期ミーティングの開催

　　センター及び県に対して、月１回程度の定期ミーティングを行い、進捗報告やセンターにつなぐべき女性の情報等の共有を行うこと。

（５）継続した実施体制の検討

　　今後、企業で実施できる事業として、単発業務と意欲ある女性をつなぐことが可能となる運営体制を検討のうえ、運営体制や課題等をセンター及び県に報告すること。

５　留意事項

・　事業の実施においては、センター及び県に対し緊密な報告、確認を行い、必要に応じた修正を随時行うこと。

・　制作された印刷物や記録等の著作権は富山県に帰属するものとする。

・　本事業の実施にあたり、センターが県の委託を受け実施する「女性の多様な働き方支援事業」と十分に連携して取り組むよう努めること。